

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請

2019年12月23日
北陸電力株式会社

当社は、本日（12月23日）、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定[※]（以下、「保安規定」）の変更認可を原子力規制委員会に申請しましたのでお知らせします。

当社は、社内で保有する土木設備及び建築設備に関する業務を所管する土木部において、業務内容の実態に合わせた組織名称とするため、「土木部」の名称を「土木建築部」に変更（2020年4月予定）することとしました。今回の保安規定の変更認可申請は、この組織名称の変更を反映するもので、業務分掌及び職務に変更はありません。

主な変更内容は、下記の通りです。今後、申請の内容について国の審査を受けることとなります。

■ 今回の申請内容（変更内容）

土木部の組織名称変更を保安規定に反映

※ 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

以 上